条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

与謝野町長 山 添 藤 真

1 入札に関する事項

- (1)件 名 組み立て式応急給水水槽購入
- (2)納 入 場 所 与謝野町字四辻65番地 野田川庁舎上下水道課
- (3)納 入 期 限 令和8年3月31日まで
- (4) 概 要 組み立て式応急給水水槽 6台(規格等は組み立て式 応急給水水槽購入仕様書のとおり)
- (5) 予 定 価 格 非公開
- (6) 最低制限価格 無し

2 入札参加申込条件

入札の参加申込みのあった日現在、次の各号の条件を満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度与謝野町物品・役務に係る一般競争(指名競争)入札参加 資格者名簿に登載されている者で、次の業種種目に希望の登録があり、か つ与謝野町内に本店又は支店(営業所含む。)を有する業者であること。

【物品】

大分類「その他」―小分類「その他」

- (3) 与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項の規定による指名停止をされていないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り『組み立て式応急給水水槽購入仕様書』に基づき履行期限までに業務が行える者であること。
- (5) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない者であること。

3 入札参加資格の確認

入札参加申請に当たっては、次の書類を与謝野町役場総務課まで「持参」若しくは「一般書留で郵送」すること。

- (1)提出書類 条件付一般競争入札参加申請書(様式第2号(第6条関係))
- (2) 提出期間 入札公告日から令和7年9月25日(木)までの間 ただし、持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後 5時15分までとする。また、郵便の場合は、期限内に必着の こと。

(3) 確認通知

入札参加資格の審査結果は、令和7年9月26日(金)までに、承認通知書(第5号様式)又は非承認通知書(第6号様式)により通知することとする。なお、承認通知書により通知を受けたものは、入札参加資格があるものとし、非承認通知書により通知を受けたものは、令和7年10月3日(金)17時00分までに書面によりその理由について説明を求めることができる。(4)その他

資料の作成に係る費用は、提出者の負担とするとし、提出された書類は返却しない。

4 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は、与謝野町役場ホームページで、令和7年9月16日(火) 9時00分以降、誰でも自由に行うことができる。なお、設計図書については、 与謝野町役場ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口配布を希望する場合は、総務課へ問い合わせの上、入手すること。

5 質問の方法

本件の質問は、原則としてFAXによる質疑書の提出にて行うこととする。 質疑の期限は令和7年9月30日(火)12時00分までとし、質疑の回答は、 与謝野町役場ホームページで公開することとする。なお、質疑の回答は令和7 年10月1日(水)17:00までに最終の更新を行います。

※質疑書については、与謝野町ホームページからダウンロードすること。

6 入札会の日時等

ア 日時:令和7年10月6日(月)14時00分

イ 場所:与謝野町役場3階大会議室

7 入札方法等

別表記載の入札注意事項による。

8 入札保証金

免除

9 入札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。

10 落札の取消

- (1)無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者(共同企業体においては、その構成員のいずれか)が落札決定から 契約締結予定日までの期間に、入札参加条件を満たさなくなったときは当該 落札決定を取り消すものとする。

11 契約締結予定日

令和7年10月10日(金)

12 違約金

落札人が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約 金を徴収する。

13 契約書

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に契約書を作成しなければならない。(ただし、発注者から指示がある場合は除く。)

14 契約保証金

- (1)契約金額300万円未満は免除。
- (2)契約金額300万円以上については契約金額の100分の10の契約保証金を契約の締結と同時に納入しなければならない。ただし、与謝野町財務規則第128条に該当する場合は免除する。

15 支払条件

(1) 前金払 なし

(2) 部分払 なし

16 議会の議決を要する契約

- (1) 与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成18年与謝野町条例第53号)の規定により、予定価格700万円以 上の財産の取得に関する契約については、与謝野町議会の議決を得るまでは 仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。
- (2) 議会の議決に付するべき契約において、「18契約保証金(2)」の規定に ついては、「契約締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用 するものとする。
- (3) 仮契約の当事者が、入札目の翌日から与謝野町議会の議決を得る日までに 指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがあ る。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないも のとする。

17 その他

- (1)入札参加者は、入札に関する注意事項、設計図書等を熟読し、与謝野町ホームページに掲載されている「与謝野町財務規則」「入札心得」を遵守すること。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為が認められたときには、入 札を中止し、又は延期する場合がある。

18 問い合わせ先

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1 与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

TEL 0772-43-9010 (直通)

FAX 0772-46-2851

URL https://www.town.yosano.lg.jp/

(1)入札会場における注意事項

- ① 入札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとし、郵便、電報、 伝送、その他の方法による入札は認めないものとする。
- ② 入札参加者又はその代理人であっても、入札開始後は入札会場に入場する ことができない。その場合、入札を棄権されたものとみなします。
- ③ 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる 場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- ④ 代理人による入札を行う場合は、代理人は、入札開始前に入札会場において、入札権限に関する町指定様式の委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。(委任状がない場合、入札に参加できません。)
- ⑤ 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を妨害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

(2)入札回数

入札は、出席者のみによって行うこととし、再入札を含めて3回を限度と する。

※3回の入札で落札者が決定しない場合は、入札会を流会とします。

(3)入札書の記入・押印

- ① 入札書は、町指定様式の入札書を使用してください。
- ② 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税額控除後に相当する金額 (税抜きの価格)を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する金額は 千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は 切り捨てるものとする。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。
- ④ 入札書の記載・押印方法は入札心得の記載例のとおりとし、入札書に記載 する年月日は、入札日時の日付を記入してください。

(4)入札に当たっての注意事項

- ① 入札用封筒(※1)に入札書を入れ入札を行うこと。
 - ※1 入札用封筒の表面に件名、入札参加者の住所、氏名又は名称、入札書であることが分かるよう朱書きで入札書と表記し、裏面には両端2箇所、封筒の継ぎ目がある場合はその継ぎ目に1箇所に封印をして封かんすること。
- ② 再入札を行う場合がありますので、入札書を準備しておいてください。再 入札の場合の入札書は、入札書の表記を再入札1回目は、「入札書(再 1)」、再入札2回目は「入札書(再2)」としてください。
- ③ 再入札の場合の入札用封筒は、次のいずれかの方法で対応してください。
 - ・再入札用の入札用封筒を準備いただく。
 - ・当初の入札用封筒を再利用する。(ただし、再入札時も入札用封筒を封印して封かんすることとなりますので、印鑑(代理人の場合は、代理人の 印)、ハサミ、のり、両面テープなど必要な文房具を持参してください。)

(5)内訳書

内訳書の提出を免除する。

ただし、町より指示があった場合は提出しなければならない。

(6)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格がなく入札したとき。
- イ 同一人にして、同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を 含む。)をしたとき。
- ウ 入札に関し、不正な利益を得るために連合その他不正行為をしたとき。
- エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
- オ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱したとき。
- カ 委任状を持参しないで代理人による入札をしたとき。
- サ その他入札条件に違反したとき。

(7) 失格

予定価格(消費税相当額を除く)を超える価格で入札した者は失格とする。

(8)入札の保留

入札の結果、落札率が高い場合は入札を保留する場合がある。

(9)入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行に至るまでは、町指定様式の辞退届を提出することにより入札を辞退することができる。

なお、再入札においても同様とする。

※代理人により入札に参加される場合における再入札の辞退届については、入 札心得の「入札書」の記入例同様、代表者の氏名及び名称の下部に代理人の 指名を記載し、押印してください。(代理人氏名及び印鑑は、委任状の受任 者欄の氏名、印鑑としてください。)